

【機密性2】

令和5年11月6日

大阪高等裁判所長官 殿

大阪高等裁判所事務局総務課長 大 西 千 流

常任委員選挙の実施方法の変更について（伺い）

標記の件について、下記のとおり変更してよろしいか。

記

1 現在の実施方法

- (1) 選挙の5日前までに、実施通知（投票用紙を含む）を各裁判官に紙で配布する。
- (2) 投票期日に総務課に投票箱を設置し、各裁判官が同箱に自身の投票用紙を投函する形で投票を行う。
- (3) 開票期日に、特別会議室で、上席裁判官及び事務局長が立ち会い、開票作業を行う。その後集計結果を確認し、上席裁判官が結果報告書に確認印を施す。

2 今後の実施方法

- (1) 選挙の5日前までに、メールで実施通知及び投票フォームへのURLを各裁判官に送信する。
- (2) 投票期日に、各裁判官がメールで送信されたURLから投票する。
- (3) 開票期日に、総務課秘書係長のホスト端末で、管理職員立会いの下、集計結果等を抽出し、上席裁判官及び事務局長にデータをメールで送付し、確認を依頼する。上席裁判官は書面への確認印に変えて、投票結果を確認済みである旨のメールを返信する。

なお、休暇中等の不在者投票がある場合は、開票期日に局長が開封し、総務課秘書係長がPDF化して抽出データと一緒に扱い、選挙結果表に計上した上で、上席裁判官及び事務局長に確認を依頼する。